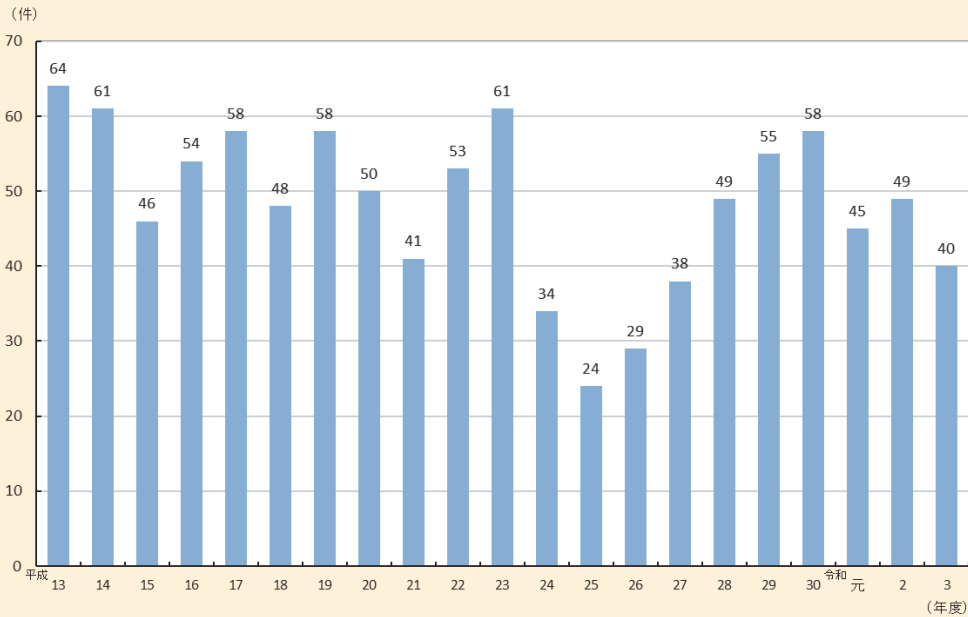


3 ▶ 地方公務員の公務災害の補償状況

令和3年度までの過去10年間に於いて、地方公務員の公務災害の受理件数については、脳・心臓疾患は平成26年度以降平成30年度まで増加傾向にあり、その後40件台を推移する一方で、精神疾患等^{注10)}については年度によって増減しながらも増加傾向にあり、令和3年度では193件となっている（第2-3-1図、第2-3-2図）。認定件数については、脳・心臓疾患は13件から32件の間で、精神疾患等は13件から66件の間で増減している（第2-3-3図、第2-3-4図）。

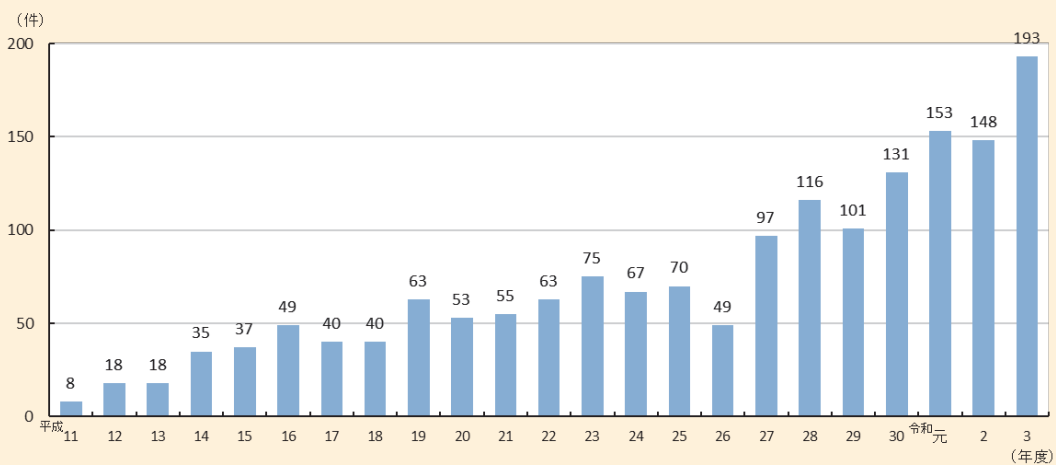
第2-3-1図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の受理件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

第2-3-2図 地方公務員に係る精神疾患等の受理件数の推移

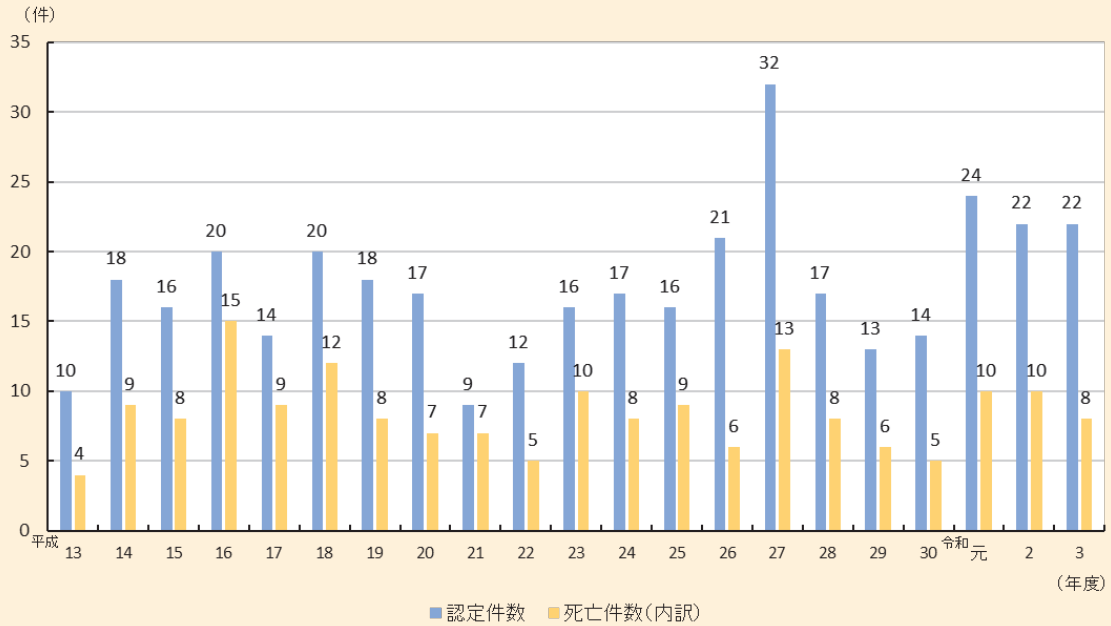


(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

注10) 精神疾患及び自殺をいう。

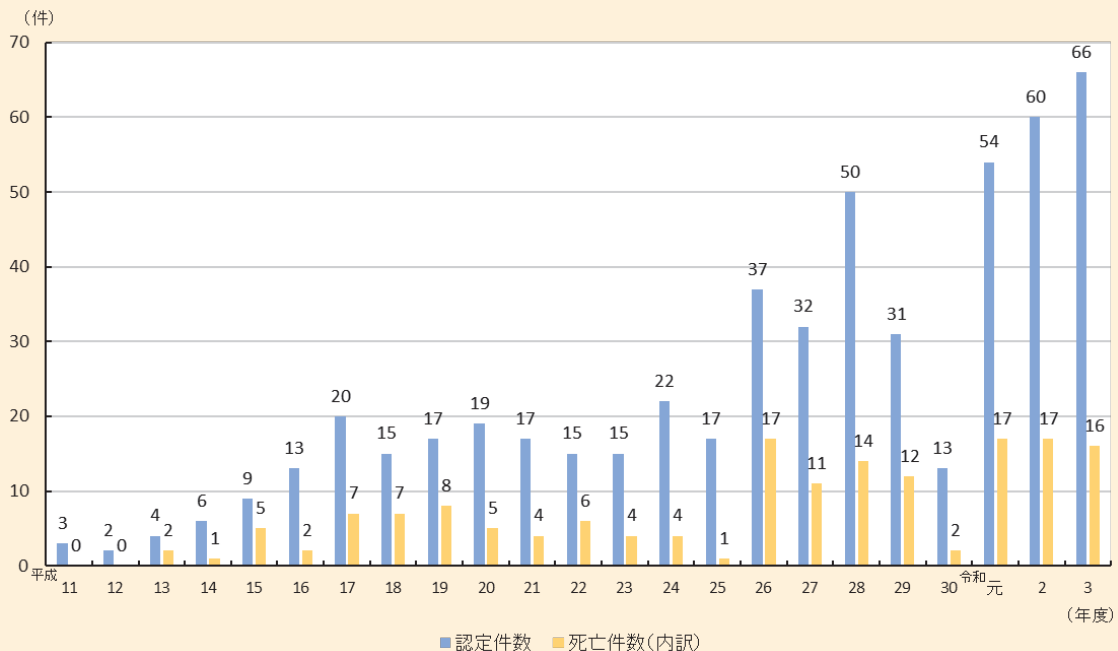
第2-3-3 図 地方公務員に係る脳・心臓疾患の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

第2-3-4 図 地方公務員に係る精神疾患等の公務上認定件数の推移



(資料出所) 地方公務員災害補償基金作成

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
 2. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数で、当該年度以前に受理したものを含む。

脳・心臓疾患の令和3年度の状況をみると、受理件数は40件（令和2年度49件）であり、認定件数は22件（同22件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が17件（同16件）、次いで義務教育学校職員が11件（同15件）などとなっており、認定件数について、義務教育学校職員が10件（同6件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員が6件（同2件）などとなっている（第2-3-5表）。年齢別では、受理件数について、50歳代が19件（同31件）、次いで40歳代が13件（同8件）などとなっており、認定件数について、50歳代が16件（同8件）、次いで40歳代が3件（同10件）、30歳代が3件（同2件）などとなっている（第2-3-6表）。1か月平均の超過勤務時間数別認定件数をみると、100時間以上が6件（同4件）で、うち死亡は2件（同0件）、次いで80時間以上～100時間未満が5件（同5件）で、うち死亡は1件（同2件）などとなっている（第2-3-7表）。常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員等別認定件数は、第2-3-8表のとおりである。

第2-3-5表 脳・心臓疾患の職種別受理及び認定件数

職 種	年 度	令和2年度				令和3年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
		うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
義務教育学校職員		15	7	6	2	11	2	10	4
義務教育学校職員 以外の教育職員		5	1	2	0	6	2	6	1
警 察 職 員		6	2	1	0	2	0	0	0
消 防 職 員		4	2	2	1	4	1	1	1
電気・ガス・水道事業職員		0	0	0	0	0	0	0	0
運 輸 事 業 職 員		1	1	0	0	0	0	0	0
清 掃 事 業 職 員		2	1	0	0	0	0	1	1
船 員		0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 職 員 (一 般 職 員 等)		16	5	11	7	17	3	4	1
合 計		49	19	22	10	40	8	22	8

（資料出所）地方公務員災害補償基金「令和3年度過労死等の公務災害補償状況について」

（注）1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。

3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。

4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 2-3-6 表 脳・心臓疾患の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢	年 度	令和 2 年度				令和 3 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳		3	1	0	0	2	0	0	0
30 ～ 39 歳		6	2	2	1	3	1	3	1
40 ～ 49 歳		8	2	10	2	13	4	3	1
50 ～ 59 歳		31	13	8	6	19	3	16	6
60 歳 以 上		1	1	2	1	3	0	0	0
合 計		49	19	22	10	40	8	22	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 2-3-7 表 脳・心臓疾患の超過勤務時間数（1 か月平均）別認定件数

(件)

区 分	年 度	令和 2 年度		令和 3 年度	
			うち死亡		うち死亡
20時間未満		0	0	2	1
20時間以上～40時間未満		1	1	0	0
40時間以上～60時間未満		4	3	2	0
60時間以上～80時間未満		5	2	2	1
80時間以上～100時間未満		5	2	5	1
100時間以上		4	0	6	2
その他		3	2	5	3
合 計		22	10	22	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 上記の超過勤務時間数は、発症前 1 か月の超過勤務時間数又は発症前 1 か月から 6 か月までの間における 1 か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。
3. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
4. 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第 2-3-8 表 脳・心臓疾患の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員等別認定件数

(件)

区 分	年 度	令和 2 年度		令和 3 年度	
			うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員		21	10	21	8
常 勤 的 非 常 勤 職 員		1	0	1	0
再任用短時間勤務職員等		0	0	0	0
合 計		22	10	22	8

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

(注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。

2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項に定める職員である。

3. 「再任用短時間勤務職員等」は、地方公務員災害補償法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に定める職員である。

また、精神疾患等の令和3年度の状況をみると、受理件数は193件（令和2年度148件）であり、認定件数は66件（同60件）となっている。職種別では、受理件数について、その他の職員（一般職員等）が107件（同80件）、次いで義務教育学校職員が31件（同23件）などとなっており、認定件数について、その他の職員（一般職員等）が34件（同28件）、次いで義務教育学校職員以外の教育職員が8件（同6件）などとなっている（第2-3-9表）。年齢別では、受理件数について、40歳代が67件（同36件）、次いで30歳代が43件（同37件）などとなっており、認定件数について、40歳代が19件（同19件）、20歳代が19件（同15件）などとなっている（第2-3-10表）。業務負荷の類型別の認定件数をみると、対人関係等の職場環境が22件（同29件）、次いで仕事の量（勤務時間の長さ）が19件（同10件）などとなっている（第2-3-11表）。1か月平均の超過勤務時間数別認定件数をみると、20時間未満が13件（同14件）、うち死亡は3件（同2件）、次いで100時間以上～120時間未満が11件（同5件）で、うち死亡は3件（同2件）などとなっている（第2-3-12表）。常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員等別認定件数は、第2-3-13表のとおりである。

第2-3-9表 精神疾患等の職種別受理及び認定件数

(件)

職 種	令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
	受理件数	うち死亡	認定件数	うち死亡	受理件数	うち死亡	認定件数	うち死亡
義務教育学校職員	23	2	9	1	31	2	7	2
義務教育学校職員以外の教育職員	15	3	6	2	25	1	8	1
警察職員	11	2	7	4	8	1	7	2
消防職員	10	1	7	2	11	5	7	2
電気・ガス・水道事業職員	3	1	2	0	2	0	2	0
運輸事業職員	3	0	0	0	6	0	0	0
清掃事業職員	2	1	1	1	2	0	1	0
船員	1	0	0	0	1	0	0	0
その他の職員 (一般職員等)	80	12	28	7	107	15	34	9
合 計	148	22	60	17	193	24	66	16

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和3年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 職種は、地方公務員災害補償基金定款別表第二に定める職員の区分による。
3. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて該当事案を受理した件数である。
4. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 2-3-10 表 精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)

年 齢	年 度	令和 2 年度				令和 3 年度			
		受理件数		認定件数		受理件数		認定件数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		0	0	3	0	1	0	0	0
20 ～ 29 歳		38	7	15	3	42	8	19	6
30 ～ 39 歳		37	3	14	6	43	3	17	3
40 ～ 49 歳		36	4	19	6	67	9	19	5
50 ～ 59 歳		36	7	7	1	37	3	11	2
60 歳 以 上		1	1	2	1	3	1	0	0
合 計		148	22	60	17	193	24	66	16

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 受理件数は、当該年度内に基金支部にて当該事案を受理した件数である。
3. 認定件数は、当該年度内に「公務上」と認定した件数であり、当該年度以前に受理したものを含むため、当該年度内に受理した件数（受理件数）を超える場合がある。

第 2-3-11 表 精神疾患等の業務負荷の類型別認定件数一覧

(件)

業 務 負 荷 の 類 型		令和 2 年度		令和 3 年度	
			うち死亡		うち死亡
1	異常な出来事への遭遇	8	0	10	0
2	仕事の量・質				
	仕 事 の 内 容	0	0	1	1
	仕 事 の 量 (勤務時間の長さ)	10	5	19	8
	勤 務 形 態	0	0	0	0
3	役割・地位等の変化				
	異 動	4	3	1	0
	昇 任	0	0	0	0
4	業務の執行体制	5	1	0	0
5	仕事の失敗、責任問題の発生・対処				
	仕 事 の 失 敗	0	0	0	0
	不祥事の発生と対処	0	0	5	3
6	対人関係等の職場環境	29	8	22	4
7	住民等との公務上での関係	4	0	8	0
合 計		60	17	66	16

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和 3 年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第 3 条の規定に基づき設置され、地公災法第 24 条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 「業務負荷の類型」は、「「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について」（平成 24 年 3 月 16 日付け地基補第 62 号）の別表「業務負荷の分析表」による。
3. 分類は、各事案の主要な業務負荷により行った。
4. 「異常な出来事への遭遇」は、業務に関連して、異常な出来事（通常起こり得る事態として想定できるものを著しく超えた突発的な出来事で驚愕、恐怖、混乱等強度の精神的負荷を起こす可能性のあるもの）に遭遇したものの件数である。

第2-3-12表 精神疾患等の超過勤務時間数（1か月平均）別認定件数

(件)

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
		うち死亡		うち死亡
20時間未満	14	2	13	3
20時間以上～40時間未満	9	2	5	0
40時間以上～60時間未満	6	2	4	2
60時間以上～80時間未満	5	2	3	2
80時間以上～100時間未満	7	2	1	1
100時間以上～120時間未満	5	2	11	3
120時間以上～140時間未満	2	1	1	1
140時間以上	3	1	6	4
その他	9	3	22	0
合 計	60	17	66	16

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和3年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 上記の超過勤務時間数は、発症前1か月の超過勤務時間数又は発症前1か月から6か月までの間における1か月当たり平均の超過勤務時間数のうち、最も多いものである。
3. 上記件数には、超過勤務時間以外の過重負荷要素も総合的にみて公務上の災害と判断されたものを含む。
4. 「その他」の件数は、異常な出来事等により極度の心理的負荷が認められたことにより、公務上の災害となると判断された事案等の件数である。

第2-3-13表 精神疾患等の常勤・常勤的非常勤・再任用短時間勤務職員等別認定件数

(件)

区 分	令 和 2 年 度		令 和 3 年 度	
		うち死亡		うち死亡
常 勤 職 員	60	17	66	16
常 勤 的 非 常 勤 職 員	0	0	0	0
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等	0	0	0	0
合 計	60	17	66	16

(資料出所) 地方公務員災害補償基金「令和3年度過労死等の公務災害補償状況について」

- (注) 1. 地方公務員災害補償基金とは、地公災法第3条の規定に基づき設置され、地公災法第24条の規定に基づき補償を行う機関である。
2. 「常勤的非常勤職員」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1項第2号及び同条第2項に定める職員である。
3. 「再任用短時間勤務職員等」は、地方公務員災害補償法施行令第1条第1項第1号に定める職員である。

